

【申請にあたっての留意点】

こちらは、特別区道の道路区域の明示を申請する場合に提出する申請書です。所有権境界の明示を申請する場合は、区有地境界明示申請書をご利用ください。

表紙（本ファイル2ページ目）と裏面（本ファイル3ページ目）を両面印刷してご使用いただくようお願いいたします。

* このページは申請書ではありません。

課長	文書法令審査主任	係長	担当者	受付者	PC入力

整理番号	

新宿区長 あて

年 月 日

申請者	
(住所) 〒	
(氏名)	実印
電話 ()	
実務取扱者	
(住所) 〒	
(氏名)	印
電話 ()	
(担当者)	

道路区域境界明示申請書

下記土地に接する特別区道の道路区域境界（別添地図朱線の箇所）が不明であるので、裏面記載事項を了承のうえ、現地で明示願います。

記

- 1 私所有の土地の表示（地番表示）
東京都新宿区
- 2 添付図書〔(1)～(8)まで各1通〕

(1) 印鑑証明書

(2) 資格証明書（法人の場合）

(3) 土地登記事項証明書

(4) 土地調書

(5) 土地所有者調書・立会同意確認書

(6) 現地案内図

(7) 現況実測平面図

(8) 法務局備え付け地図

(9) その他 ()
- 3 申請理由（具体的に）

[裏面記載事項]

- 1 本明示申請書の記載については、別紙「道路区域境界明示申請書の記載に関する注意事項」に準拠してください。
- 2 申請者が道路区域境界について確認・了承した場合は、確定した境界点のうち必要な箇所に道路区域境界石（金属プレートを含む）（当区から支給します。）を埋設するとともに、道路区域境界図（AKパプール紙＃100を使用）を1部作成し、提出してください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、本明示申請書を取り下げたものとみなします。
 - 一 申請受理日より6箇月経過し、当区の責に帰さない事由で現地での立会いが完了しない場合
 - 二 現地での立会い完了日より3箇月経過し、当区の責に帰さない事由で境界図の提出がない場合
 - 三 申請後、境界図提出までの間に、申請者としての要件を欠くことになった場合

（この申請書の提出及び問合せ先）

☎160 - 8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区みどり土木部土木管理課用地係
電 話 03 - 5273 - 3848（直通）
FAX 03 - 3209 - 5595

土地調書

本調書は、道路区域境界の明示に当たって重要な資料となりますので、広範囲に調査してください。

また、下記の調査事項について、提出可能な資料がある場合には、当該資料を提出してください。

調査者氏名

No	調査項目	有無	資料名・番号等	資料年月日
1	区有地境界確定図 隣接国有地の境界確定図 隣接都有地の境界確定図			
2	区画整理換地確定図 土地改良換地確定図 その他の換地確定図			
3	その他の測量図			
4	過去に境界確認協議を行った経緯			
5	地番変更等の事実			
6				

土地所有者調書 ・ 立会同意確認書

本表は、明示する箇所の「両隣り」及び「道路をはさむ反対側」の土地並びに道路敷地について、登記事項証明書等により下記の事項を調査し、作成してください。

[illegible]

道路区域境界明示申請書の記載に関する注意事項

- 1 申請を代理人が行なう場合には、委任状、代理人の印鑑証明書等の添付が必要です。
- 2 申請者の権利関係が複雑な場合には、申請者において「当区との間で道路区域境界の確認をする利害関係がある」ことが確認できる資料の添付が必要です。

例⇒＊破産であれば、破産管財人証明 ＊差押えであれば、債権者の同意書
＊未成年者であれば、親権を証する書類 など

- 3 印鑑証明書（添付図書（１））、資格証明書（添付図書（２））、土地登記事項証明書（添付図書（３））、法務局備え付け地図（添付図書（８））及びその他の行政証明については、発効日から３箇月以内のものとします。
- 4 利害関係がわかる書類（添付図書（３））として土地登記事項証明書を使用する場合に、土地登記事項証明書上の所有者と申請者とが異なるときには、申請者が実質的な所有者で、「当区との間で道路区域境界の確認をする利害関係がある」ことが確認できる資料の添付が必要です。

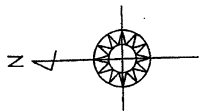
例⇒相続であれば、戸籍謄本、遺産分協議書、相続関係図など

- 5 利害関係がわかる書類（添付図書（３））として土地登記事項証明書を使用する場合に、土地登記事項証明書上の住所と現住所とが異なる場合には、住所変更の沿革が確認できる資料の添付が必要です。
- 6 現地案内図（添付図書（６））には、最寄の駅又は停留所から現地に至る道路、主な目標等を記入してください。
- 7 現況実測平面図（添付書類（７））には、現地状況が正確に把握できるように、周辺部を含めて道路、水路、境界標識、堀、家屋等の位置、形状を明記し、境界線が記入できる正確な実測図（縮尺は 1／250 を標準とし、方位、土地の地番等を記入）を作成してください。
なお、この平面図には、実測年月日、測量者の氏名、資格番号等を記入し、押印してください。
また、近隣地で既に確定済の箇所がある場合には、その境界線を本平面図上に図示してください。
- 8 法務局備え付け地図の証明書（添付図書（８））は、写しでも可とします。その場合は、調査年月日、調査者の記名・押印、土地所有者の氏名、縮尺、方位、法務局名を記入してください。

AKパプール紙使用
(新宿区より支給)

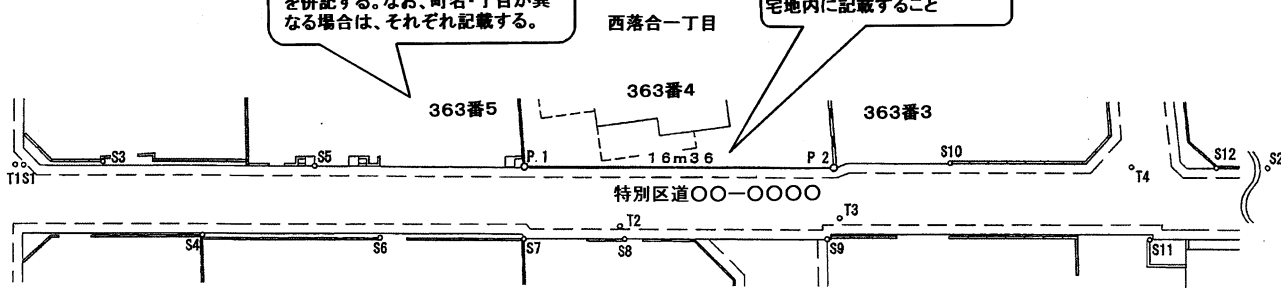
基本A3サイズ

※提出時にP点のカラー写真(遠・近景)提出。

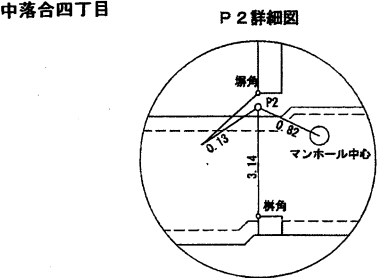
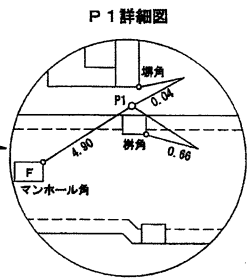


立会者の土地の地番を記載する。
区有地は区別するため(新宿区)
を併記する。なお、町名・丁目が異
なる場合は、それぞれ記載する。

確定延長はcm未満切り捨てて
宅地内に記載すること



P点詳細は5m以内の目立つ地物
から三方引っ掛けでcm未満切り捨
てて記載する。



座 標 値			
点 名	X 座 標	Y 座 標	距 離
P1	504.953	503.250	鉄
P2	488.594	502.889	民コンクリート杭
S1	531.398	503.834	計算点
S2	454.353	502.133	区コンクリート杭
S3	527.216	503.929	コンクリート塀角
S4	522.038	499.933	ブロック塀角
S5	516.042	503.475	門柱角
S6	512.701	499.609	ブロック塀角
S7	505.052	499.422	ブロック塀角
S8	499.755	499.315	ブロック塀
S9	489.038	499.118	民金蔵機
S10	482.433	503.001	コンクリート塀角
S11	471.969	498.732	ブロック塀角
S12	468.369	502.460	コンクリート塀角
T1	531.842	503.860	鉄
T2	500.000	500.000	鉄
T3	488.355	500.212	鉄
T4	472.867	502.607	鉄

※S点は、P点1点当たり3点以上設ける、
道路上の地物はなるべく避け出来るだけ
新しく明確なものにする。

座標系は出来るだけ公共のものを採用する、
それにより難しい場合は担当者と協議する。

※区においてラベルを貼付するので
140mm×100mm余白を設けること。

作成者		職印
	測量年月日	

※測量年月日は立会日以降にする。

凡 例	○ Pn	境 界 点
	○ Sn	引 照 点
	○ Tn	機 械 点
	○○m○○	境 界 辺 長